

大分県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業交付要綱

(総則)

第1条 知事は、小児、思春期・若年がん患者等が将来に希望を持ってがん治療等に取り組めるよう支援するため、「大分県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領」（令和3年6月4日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、がん治療等に際して行う妊孕性温存治療に要する費用に対し、予算の定めるところにより助成金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者については、実施要領3のとおりとする。

(助成対象経費等)

第3条 この要綱による助成の対象となる経費は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外経費（健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に基づく医療保険制度による保険給付とならないものをいう。）とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない経費及び初回の凍結保存経費を除く凍結保存の維持に係る経費は対象外とする。

- 2 体調不良などにより前項の温存治療を中止した場合や、対象となる治療を受けたが、胚凍結等が正常に行えなかった場合もそれまでに要した温存治療に係る費用は助成の対象とする。
- 3 対象となる経費について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外とする。

(助成額)

第4条 前条の対象経費について、別表に掲げる額を上限とし、助成回数は、対象者一人に対して通算2回を限度に助成する。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

また、他の都道府県において国の定める「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（令和3年3月23日健発0323第6号通知）に基づく助成金を受けた場合は、その助成の回数を通算の回数に加えるものとする。

(申請並びに実績報告)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、温存治療に係る費用の支

払日の属する年度内（末日が閉庁日にあたるときは直前の開庁日）に、助成金交付申請書並びに実績報告書（第1号様式）に以下の必要書類を添付して知事に申請しなければならない。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度（末日が閉庁日にあたるときは直前の開庁日）に申請ができるものとする。この場合、助成金の予算年度は申請年度とする。

- (1) 妊孕性温存療法証明書（実施要領 様式第3-1号）
- (2) 原疾患治療証明書（実施要領 様式第3-2号）
- (3) 申請時に大分県内に住所を有していることが確認できるもの（住民票等）
- (4) 当該申請に係る温存治療に要する費用の額が分かる領収書等
- (5) 口座通帳（名義人、口座番号、支店名のわかる頁）の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

（助成の交付決定並びに額の確定等）

第6条 知事は、前条の規定により申請並びに実績報告の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、助成することを決定したときは、助成金交付決定通知書並びに額の確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 審査の結果、助成しないことを決定したときは、その理由を記した助成金交付不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（助成金の返還）

第7条 知事は、本要綱に違反し、又は虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、助成金の全部又は一部の返還させることができるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日以降に実施した温存治療に係る費用の助成から適用する。
- 2 「大分県がん患者妊よう性温存治療費助成事業交付要綱」は廃止する。

別表

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	42万円
精子凍結に係る治療	4万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円